

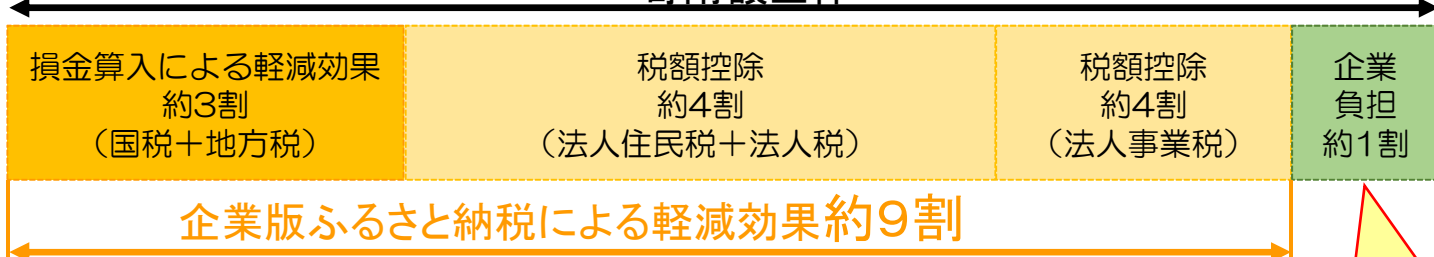
魅力あるまちづくりに 参加してみませんか。

～宮城県松島町企業版ふるさと納税～

企業版ふるさと納税による寄附のメリットについて

メリット1：寄附額の約9割に相当する税額が軽減されます！

寄附額全体



税目ごとの特例内容

- ①法人住民税：寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税：法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。但し寄附額の1割を限度（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税：寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

例えば1,000万円ご寄附いただくと税軽減効果により実質的な企業負担は100万円となります。

メリット2：企業の社会貢献・PRにつながります！

寄附いただいた企業の名称等を当町ホームページにて公開します。

また、当町が推進する事業に対し寄附いただくことにより「日本三景松島のまちづくりへの貢献」がPRできるなど、社会貢献、イメージアップにつながることが期待できます。

制度活用における留意点について

- ①寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。（補助金の交付、低金利の貸付、入札の便宜など）
- ②松島町に本社（※）が所在する企業は本制度の対象となりません。
※この場合の「本社」とは地方税法における「主たる事務所及び事業所」を指します。
- ③1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。

「松島町」地方創生の取り組み

松島町では、人と自然が共生し持続できるまちづくりを目指し、松島町まち・ひと・しごと創生推進計画を策定し各種取り組みを展開しております。

重点戦略:定住

人と自然が共生する土地利用を展開し、交通の便に恵まれた松島町の立地条件を生かし、産業立地促進や若者の定住の受け皿を形成するとともにその支援事業を展開します。



重点戦略:子育て

子どもが健やかに育つことができるよう、保育の充実・児童福祉の強化を図り、医療体制の充実を目指し、安心して子育てできる環境づくりを行います。

地域や家庭との協力体制を強化し、学力向上と豊かな心を育む教育を推進します。

松島町 まち・ひと・しごと創生推進計画

重点戦略:交流

豊かな自然や由緒ある歴史的建造物を多く有し、「日本三景」の一つとなっていることから、これらの資源を次世代に継承していくため、良好な景観形成、新たな観光資源の開拓や新商品の開発など魅力的な観光まちづくりに向け取り組みます。



お問い合わせ・お申し込み先

宮城県松島町企画調整課

〒981-0215

宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一 19 番地の 1

TEL : 022-354-5702 FAX : 022-354-3140

E-Mail : info@town.matsushima.miyagi.jp

URL : <https://www.town.miyagi-matsushima.lg.jp/index.html>

(専用サイト : <http://www.town.miyagi-matsushima.lg.jp/index.cfm/7,33298,21,512.html>)



松島町マスコットキャラクター
「どんぐりまっちゃん」



メールアドレス



専用サイト